

今後の代金支払い方法に関する注意点

岩見沢事務所長 弁護士
小野田 充宏



手形の廃止

かつて約束手形は支払手段として多く用いられ、ピークの1990年の交換額は約4800兆円に及んでいました。現在もお建設業を中心に手形を利用している業者は少なくないと思いますが、2023年の手形交換額は約93兆円と、ピーク時から98%も減少しています。

政府は紙の手形を廃止する方針であり、これに沿って全国銀行協会も2026年度末で電子交換所での手形交換を廃止することとしており、既に各金融機関では新たな手形帳の発行をとりやめるなどしています。

また、2026年1月1日から施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称は「中小受託取引適正化法」または「取適法」。これまでの「下請法」を改正した法律です。）では、同法の適用される各種業務委託等の取引については、代金の支払期日（製品の受領日から60日以内といった制限があります。）に手形を交付することによって代金を支払う（この場合、手形の受取人は、現金を手にするには更に手形の満期まで待たされることになります。）こと自体を禁止しています。

これらの施策等により、まもなく紙の手形は事実上廃止され、支払手段として使うことができなくなります。

なぜ紙の手形が廃止されるのかといえば、紙の手形にはその管理や郵送にかかるコストやリスク（印紙税等の負担や紛失や盗難の可能性）があり、デジタル化時代にふさわしくないという理由のほか、上記のとおり、手形金の支払いを受けられるのは満期が来てからであり、満期までの期間（手形サイト）が長期の場合、受取人は現金を手に入れるまで長く待たされることになることや、満期前に現金化しようとすれば安くはない割引料を負担しなければならないこととなるといった事情から、取引上弱い立場にある受取人（下請業者等）の資金繰りにしわ寄せがいくといった問題があるからです。

今後の支払手段と注意点

政府は、（紙の手形に代わる）今後の支払手段として、現金払い（銀行振込）と電子記録債権の利用を推奨しています。

電子記録債権（でんさい）は、いわば紙の手形を電子化したものであり、紙の手形の管理や郵送にかかるコストやリスクを回避できたり、分割して譲渡することが可能であるなどといった利便性があることや、手形の「不渡処分」と同じような「支払不能処分」があり、これが売掛先が確実に支払う強力な動機づけとなることなどから、今後も利用が拡大するものと見込まれています。

ただし、でんさいも支払いを受けられるのは満期が来てからですので、受取人の資金繰りにしわ寄せがいくという紙の手形の問題点はでんさいにも同様にあります。

そのため、取適法及びその運用基準では、同法の適用される各種業務委託等の取引については、代金をでんさいで支払うことは認められているものの、支払期日までに満額の現金を受け取れるようにしなければならない（満期が支払期日を超えたり、受取人に割引料を負担させたりしてはならない）とされているため、でんさいで支払うなら支払期日前に、支払期日までの日を満期とするでんさいで支払うしかなく、それ以外には、代金の支払方法は支払期日に現金や銀行振込などで支払うしかなくなります。

取適法の適用がない取引（例えば、建設業法で規制される建設工事等。ただし、建設業者の取引でも、設計や地質調査の外注等の工事以外の業務については取適法が適用されることがありますので、注意が必要です。）については、でんさいの活用余地は大いにあると思いますが、紙の手形廃止を前にしてこれから明らかにされるであろう支払決済に関する各種の規制や、取適法の適用のある取引であるか否かについては細心の注意を払う必要があるでしょう。